

令和6年9月24日
(事業部 扱い)

郡市区歯科医師会会長 各位

一般社団法人 京都府歯科医師会
会長 安岡良介

医療機能情報提供制度に係る定期報告のお願い

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、会務運営につきまして格別のご支援ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、京都府健康福祉部医療課 医務・看護係より別途案内があったことと思いますが、病院、診療所又は助産所の管理者は医療法第6条の3の規定により医療機能情報を所在地の都道府県知事に報告する義務があります。

医療機関から報告された情報は、京都府において令和5年度までは「京都健康医療よろずネット」(以下「よろずネット」という。)を用いて公表されていましたが、令和6年4月から厚生労働省の「医療情報ネット」へ移行しました。

「医療情報ネット」への移行に伴い、厚生労働省の**医療機関等情報支援システム (G-MIS)**を用いて、令和5年度の医療機能情報の定期報告を完了させる必要があります。

この定期報告の報告率が京都府の歯科診療所においてはわずか22.8%(令和6年8月1日現在。全国平均71.4%)という非常に低い水準となっております。

このため、京都府より**令和6年10月25日(金)**までに報告を完了していただきたいとの要請がありました。

医療機能情報の報告は医療機関の義務となっておりますので、期限までにご報告いただきますよう、貴会員へご周知の程よろしくお願い申し上げます。

【報告方法】

①G-MISにログイン (<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>)

ログインIDは2023年11月6日に厚生労働省G-MIS事務局から各医療機関宛てに

「【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISのご利用準備完了に伴うパスワード登録のご依頼」というメールが送信されておりそちらに記載されています。

メールに記載されている「パスワードリセット用URL」にアクセスし、「ユーザ名」でログインいただき、お手続きを進めてください。

②「よろずネット」に登録されていた情報が「医療情報ネット」に移行されていますが、追加入力が必要な項目があります。移行されている情報の内容が正しいかをご確認のうえ更新が必要な箇所の修正ならびに直近の医療の実績等を入力する。

③各項目が「入力完了」になっていることを確認し必ず**報告ボタンをクリック**して完了してください。

分類	項目	入力状況	更新日時	入力
1. 管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	1. (1) 基本情報	入力完了	2023/06/23 13:36:26	入力
	1. (1) 基本情報 (診療科目)	入力完了	2023/06/23 13:36:36	入力
	1. (1) 基本情報 (診療科目) 詳細	入力完了	2023/06/23 13:36:43	入力
	1. (1) 基本情報 (診療科目) 診療時間	入力完了	2023/06/23 13:36:52	入力
	1. (2) 病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	入力完了	2023/06/23 13:37:36	入力
	1. (3) 院内サービス・アメニティ	入力完了	2023/06/23 13:37:46	入力
	1. (3) 院内サービス・アメニティ (外国人の患者の受入れ体制)	入力完了	2023/06/23 13:37:54	入力
	1. (3) 院内サービス・アメニティ (外国人の患者の受入れ体制) 詳細	入力完了	2023/06/23 13:37:54	入力
	1. (4) 費用負担等	入力完了	2023/06/23 13:38:03	入力

この報告はすべての医療機関が行う必要がありますので、まだ報告を完了されていない医療機関はご対応よろしくお願いたします。

【医療機能情報情報提供制度操作マニュアル（厚生労働省）】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001194588.pdf>

※本件に関する個別のお問い合わせ（操作方法、ユーザーアカウント等）は事務局ではお答えできかねますので、ご不明の点は下記、京都府健康福祉部医療課 医務・看護係までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

[問合せ先]

京都府健康福祉部医療課 医務・看護係

TEL 075-414-4748

E-mail iryoy@pref.kyoto.lg.jp

《本文書は貴職並びに郡市区歯登録の担当者宛に同時通報しています。》